

国会公契第 24 号  
国営管第 624 号  
国営計第 183 号  
国営建技第 11 号  
令和 8 年 3 月 27 日

大臣官房官庁営繕部 各課長 殿  
各地方整備局 総務部長 殿  
営繕部長 殿  
北海道開発局 事業振興部長 殿  
営繕部長 殿

大臣官房 会計課長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
大臣官房官庁営繕部整備課長  
(公印省略)

## 国土交通省直轄営繕工事における週休 2 日の取組方針について

建設業の働き方改革を推進する観点から、「営繕工事における週休 2 日促進工事の実施について (改定)」(令和 7 年 3 月 25 日付け国会公契第 50 号、国営管第 617 号、国営計第 170 号、国営建技第 6 号)により、営繕工事において労務費等の補正等の試行を行う週休 2 日の取組を行う工事(週休 2 日促進工事)を実施してきたところであるが、これまでの取組状況等を踏まえ、令和 8 年度以降に発注する工事について、下記のとおり行うこととしたので通知する。

### 記

#### 1. 対象工事等

国土交通省直轄営繕工事を対象とする。

#### 2. 令和 8 年度以降の週休 2 日の取組方針

他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休 2 日や交替制など、適切な方法により取り組むものとする。

なお、これまで実施してきた週休 2 日促進工事の取組は完了とし、今後は労務費等の補正等を実施しないものとする。

### 3. 多様な働き方の支援

多様な働き方を支援する観点から、発注者は、施工期間・時間等の変更について受注者から協議があった場合には、丁寧に協議に応じるものとする。

#### 附 則

- 1 本通知は、令和8年4月1日以降に入札手続を開始する工事に適用する。
- 2 以下の通知（以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和8年3月31日までに入札手続を行う工事については、旧通知による。
  - (1) 令和7年3月25日付け  
国会公契第50号、国営管第617号、国営計第170号、国営建技第6号  
「営繕工事における週休2日促進工事の実施について（改定）」
  - (2) 令和7年12月10日付け国営積第7号  
「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」